

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 6 号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

17	鈴木町駅前南地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された鈴木町駅前南地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	A地区 B地区 C地区
----	----------------	---	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。